

第17章 評価書の補正

環境影響評価書の補正にあたっては、国土交通省関東地方整備局長の意見を勘案して、補正前の評価書の記載事項について検討を行い、必要な追記・修正を行いました。補正前の環境影響評価書からの主な相違点は、表 17-1 に示すとおりです。

なお、より詳細な表現とする等の表現の適正化及び誤字・脱字等の修正については、適宜実施しました。

表 17-1 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書における 該当ページ及び修正点		補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
9. 10-154 9. 11-57 9. 12-31 11. 1-3～4	動物、植物、生態系の項目	事後調査を実施する理由として、P. 11-1 (1) の④に該当することとしていました。	事後調査を実施する理由として、P. 11-1 (1) の④に加え③を追加しました。
9. 15-5	アスベストの適正処分	—	以下の文章を追加しました。 対象事業実施区域内の米軍施設等の既設建物等については、可能な限り解体工事を行う前に図面や現地踏査により、発生する産業廃棄物の種類、量を確認し、それに応じた処理方法、処分先を決定できるように努めます。また、アスベスト含有廃棄物は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月環境省）に則って適正に処分を行います。
9. 15-5	建設発生土搬出先での環境影響への対応	—	以下の文章を追加しました。 また、建設発生土の処分が必要となった場合で、対象事業実施区域外で新たな改変が発生するなど搬出先の周辺環境への影響が懸念されると判断した場合は、搬出先の土地における環境への影響を適切に把握するための調査等を実施し、追加的な環境保全措置を実施します。
11-1	事後調査及びモニタリングの手法等	—	以下の文章を追加しました。 なお、事後調査及びモニタリングにあたっては、関連事業の事業計画を考慮し、専門家等の助言を踏まえて事後調査計画書を作成し、その内容を公表するとともに、調査結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じます。その際、環境保全措置の内容が十分なものとなるよう、専門家等の助言を踏まえて客観的かつ科学的に検討します。また、その結果は事後調査報告書としてとりまとめ、公表します。